

南砺市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1	計画改定の趣旨	2024（令和6）年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、2025（令和7）年3月に富山県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されました。これに伴い南砺市においても、新たな感染症に備え、市民の生命と健康を保護するため、本計画を改定します。
2	計画の位置づけ	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村行動計画
3	計画の期間	改定後は、概ね6年毎に計画を見直します。
4	改定方針	政府行動計画及び富山県新型インフルエンザ等行動計画に基づいて改定
5	改定計画のポイント	(1) 対策を切り替えるタイミングを明確化するため、従来の6期から3期（準備期、初動期、対応期）に分けて構成 (2) 対策項目を7項目に分類し、各項目における平時の備え（準備期）を充実 (3) 対策における国、県、市の役割分担を明確化し、計画の実行性を確保

【素案の構成】

第1部：感染症危機を取り巻く状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定など、改定にあたっての背景や経緯等を記載。

第2部：対策の目的と時期に応じた対策の考え方、留意事項、対策推進のための役割分担など基本的な考え方を記載。

第3部：各対策項目の考え方及び取組（主なものを掲載）

対策項目		準備期（平時） （発生前段階）	初動期 （感染症発生段階）	対応期 （封じ込めを念頭に対応する時期以降）
第1章	実施体制	有事に機能する組織・応援体制を整備、訓練を実施	市対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を推進	国の方針を踏まえた対策の実施
第2章	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	市民等への情報提供・共有方法を整理	科学的根拠等に基づいた正確な情報提供、リスクの共有、偽情報・誤情報等への対応を行い、市民等の適切な判断・行動を促進	市民等への積極的な広報等による情報提供
第3章	まん延防止	基本的な感染対策の普及	市内でのまん延防止対策を準備	まん延防止対策を実施
第4章	ワクチン（新設）	国や医療機関等の関係機関と連携し、人員や会場等の接種体制の構築に向けた準備	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえた接種を実施 接種スケジュールなどの情報を市民等へ提供
第5章	保健（新設）	研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 想定される業務量に対応する人員確保など有事体制への移行を準備 市民への相談対応、情報提供・共有の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 有事体制を確立 感染状況等に応じた取組を実施
第6章	物資（新設）	必要な備蓄を計画的に実施し、定期的に確認	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況を確認 備蓄物資等の配布（有事における近隣自治体等との相互融通協力） 	
第7章	市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	平時からマスク、生活必需品等の備蓄など必要な準備を市民等へ勧奨	市民等への感染防止策、事業者への事業継続又は自粛等の準備などを周知	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援を要する者への支援などを実施 国の方針等を踏まえ、事業者支援を実施